

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定によつて、農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法第十三条第四項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農業振興地域整備計画の名称及び関係市町

農業振興地域整備計画の名称	関係市町	備考
備北南部地域広域営農団地整備計画	三 次 市	(策定) 平成十五年広島県告示第千五百十二号

二 縦覧場所

広島県農林水産局農業技術課

広島県北部農林水産事務所農村振興課

三次市産業部農政課

三 縦覧期間

平成二十五年三月二十五日から平成二十五年四月二十四日まで